



## ■ビオトープ・サロン 国民の協力で地域の自然を保全する新たな法的枠組み

新年、あけましておめでとうございます。本紙はおかげをもちまして創刊から6年目を迎えました。マンネリ化から脱却する時期でもありますが、未だ方策が見つかりません。しばらくは現状維持でご容赦ください。さて、新春号にふさわしい話題と思い、「2014年は徳島生物多様性元年」の見出しで始まった昨年をふりかえってみると、結果はあまり芳しくない一年でした。今年こそは飛躍の年にしたいものです…と毎年思うのですが？  
 と言うことで、懲りずに期待を含め、2015年に注目される環境関連法の一つを紹介します。（編集部）

### 【地域自然資産法が成立、2015年の施行に期待】

昨年の2014年6月18日、「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（通称「地域自然資産法」）」が参議院本会議で成立し、6月25日に公布されました。

この法律では、①都道府県又は市町村が、入域料を収受して行う「地域自然環境保全等事業」を実施する区域、②一般社団法人等又は都道府県、市町村が、「自然環境トラスト活動促進事業」に係る「自然環境トラスト事業」を行う区域、これらを「地域自然資産区域」と名付け、都道府県又は市町村が作成する「地域計画」により、地域の自然環境の保全及び持続可能な利用を進めることとしています。

つまり、地域にとって重要な自然があれば、自治体が計画を定め、計画に基づいて、そこに立ち入る人からの入域料や、その地域の保護に協力する人からの寄付で自然の保護等を進めていこうというもので、議員立法として検討が進められてきました。この法律の主務大臣は自然環境行政を担う環境省と名勝・天然記念物行政を担う文部科学省で、両者によって2015年の法律の施行に向けて準備が進められています。

#### ■法律のねらい

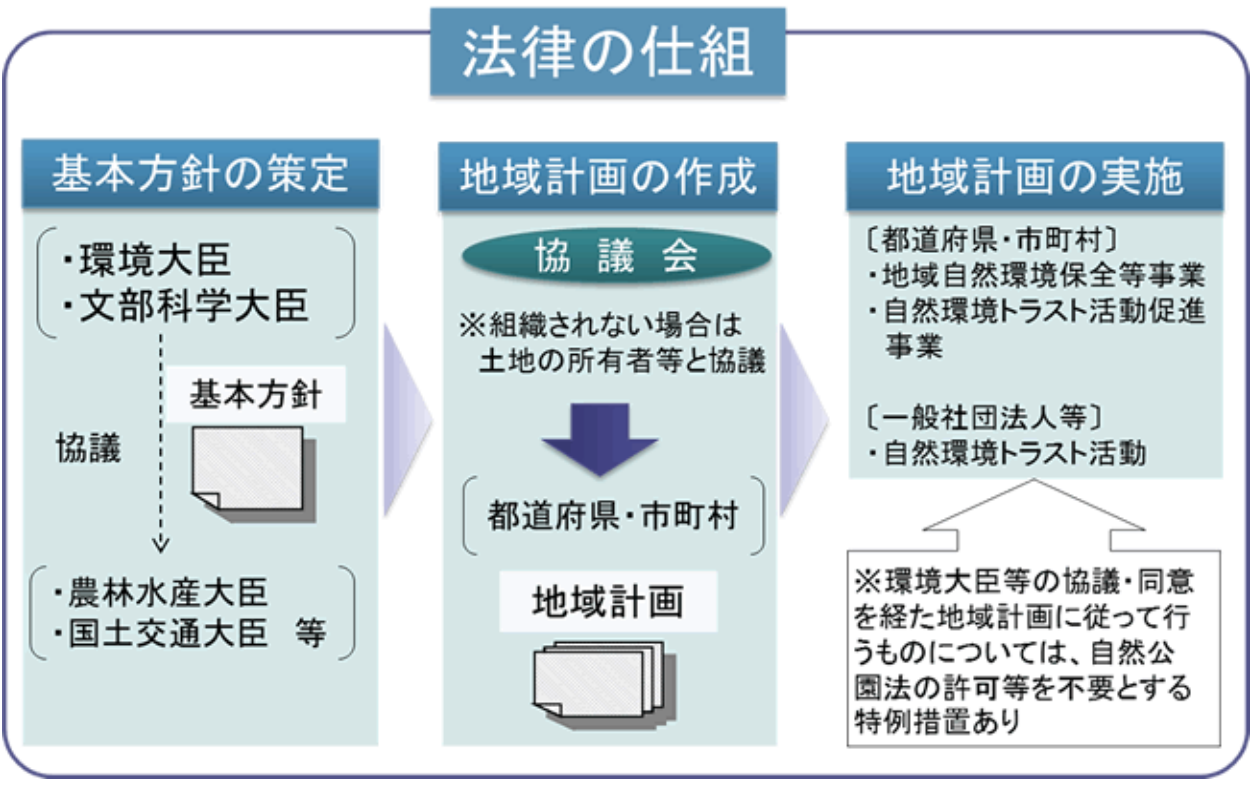
自然環境の保全事業やナショナルトラスト運動の促進事業が関係者の合意形成の下で適切に進められることによって、民間資金を用いた地域の自発的な取り組みを促進することを目指しています。

#### ■今後の課題

自然環境保全のための利用者負担や民間資金の活用については、地域毎に取り巻く状況は異なり、課題も様々です。国民の費用負担は、一つの有効な手段になり得ますが、貴重な自然環境の保全は必ずしも立ち入って利用する利用者やそれに賛同する国民だけが負担すべきものではありません。負担の額や方法に対する関係者の適切な合意形成、寄付を集める際の適切な基金の設置方法、使徒の明確化など費用負担や寄付を求める場合に必要になってくる重要事項も定めなければなりません。

この法律と、法律に基づき定められた基本方針によって、自然の保護や持続可能な利用を図るための統一的方向性が示されることで、各地で入域料やトラスト活動の促進に関する議論が活発化することが期待されます。

※以上、EICネットより抜粋・要約しました。一方、収益事業が多く占める一般社団法人を参加させることは「地域活性化と称して貴重な自然を破壊し、利用促進になる。」と指摘し、優れた自然環境は国が維持・管理する責任を果たすよう求める意見もあるようです。皆さんはどう思われますか？…法律は使い次第ですね。



■ビオトープ・サロン マスメディアからの話題 ～生物保全「進展不十分」～

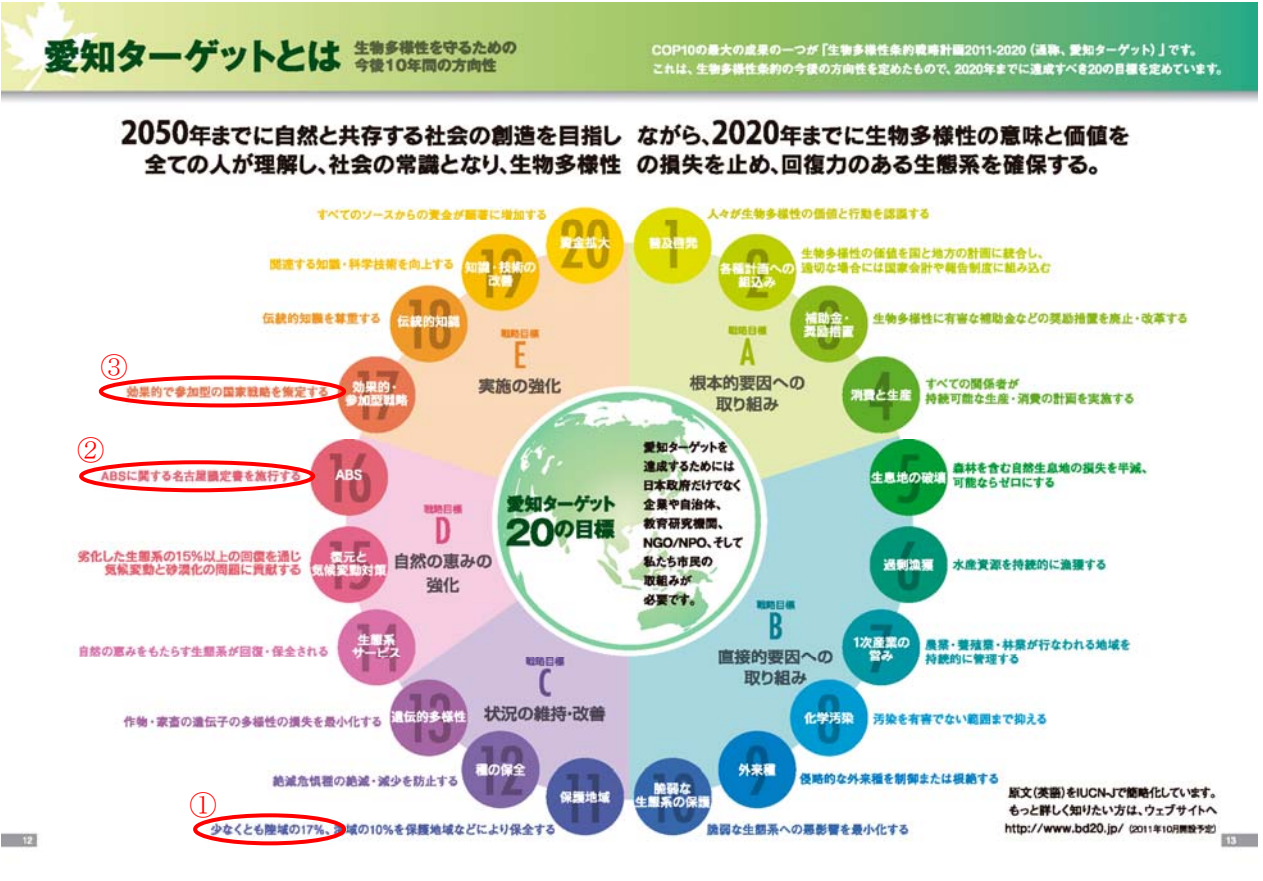
生物や生態系のあり方について話し合う生物多様性条約第12回締結国会議(COP12)の話題から。(編集部)

【国際目標 達成可能3項目のみ】

2010年に名古屋市で採択された保全のための国際目標「愛知ターゲット」のうち期限の20年までに達成が見込めるのは、①陸域の保護面積拡大、②名古屋議定書の発効、③生物多様性に関する国家戦略の策定で、**20項目中わずか3項目**に止まり「進展は不十分」とした報告書が発表されました。

一昨年、徳島県でも動きのあった「生物多様性とくしま戦略」は、市民レベルでささやかな活動があるものの、**政策、施策としてのうねり**は未だ見えてきません。世界も国家も地域も、そして国民も、ビジネスにつながる温暖化対策やエネルギー問題には敏感ですが、経済的な価値が見えにくい自然環境には関心が極めて低いのが現状です。

生物多様性、生態系サービスが**経済や生活の基盤**であることに疑う余地はなく、**名実ともに戦略的な推進を!**?



■ビオトープ・セミナー 資格試験に挑戦して基礎知識を修得しよう!

ビオトープ管理士資格試験過去問題 出展：(財)日本生態系協会主催「ビオトープ管理士セミナー」のテキストより **無断転載禁止**：本紙は公益財団法人日本生態系協会の許可を得て転載しています。(編集部)

【計画部門の択一問題：正答と解説は次号で紹介】

問073：次の文章は、ある野生生物調査方法の説明です。1～5のどれですか。

調査範囲内を踏査し、生息個体を直接目視で確認することが困難な大型・中型哺乳類などを対象に、糞や足跡などから生息種を推定する。

1. ラインセンサス調査 2. コドラート調査 3. ライトトラップ 4. フィールドサイン調査 5. バイトトラップ調査

■前号072の正答 [4]

生物多様性基本法は、「政府に対し、本法に基づき、**生物多様性国家戦略**を定めること」を義務づけ、「都道府県及び市町村に対し、**生物多様性地域戦略**を定める努力義務」を課し、「**生態系ネットワーク**（エコロジカル・ネットワーク）の形成に国が取り組むべきこと」を示し、「事業計画の**立案段階等での生物多様性に係る環境影響評価**を国として推進すべきこと」を示している。緑の国勢調査は、自然環境保全調査の通称で、自然環境保全法に基づき昭和48年度からおよそ5年に一度を目安に実施されており、生物多様性基本法に基づくものではない。

※2級はどなたでも受験でき、四国の受験会場は「徳島大学工学部」です。自然環境の保全に関わる方には、是非とも取得していただきたい資格です。詳しくは、<http://www.ecosys.or.jp/> (公益財団法人 日本生態系協会HP)

■編集後記

ビオトープに関するお役立ち情報のもとより、皆様の生活や活動やお仕事等、日常を通じて見たり感じたりしたこと、身近な自然の春夏秋冬や喜怒哀楽のご寄稿をお待ちしております。ふるってご参加ください! 編集部 [E-mail: kanv@nifty.com URL: <http://biotopetokushima.yu-yake.com>]